

審 査 基 準

平成28年 6 月23日作成

法 令 名	： 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根 拠 条 項	： 第10条の2第1項
処 分 の 概 要	： 特例風俗営業者の認定
原権者（委任先）	： 京都府公安委員会
法 令 の 定 め	： ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第10条の2第2項（認定申請の 手続） ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書 類等に関する内閣府令第5条（特例風俗営業者の認定申請書の添付書類） ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第24条（特例風俗営 業者の認定の基準）、第25条（特例風俗営業者の認定申請の手続）
審 査 基 準	： 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第10条の2第1項第2号 「受けるべき事由が現に」ある場合とは、いまだ処分をするには至っていないもの の、処分をするに足る事由を公安委員会が認知していることをいい、例えば、処分 に係る聴聞又は弁明の機会の付与の手続の前又はその途中で認定の申請がなされた場 合等が当たる。
標 準 処 理 期 間	： 別紙のとおり
申 請 先	： 申請書は、あなたの営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全 課（係）窓口提出してください。
問 合 せ 先	： 生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室風俗営業係 （電話 075-451-9111 内線3035）
備 考	： 法令の規定の解釈については、「風俗営業等の規制及び業務の適 正化等に関する法律等の解釈運用基準」を参照すること。

別紙

特例風俗営業者の認定については、認定対象の営業所の規模等により処理に要する期間が変動し、個別具体的な処理を要するため、標準処理期間を定めることはできない。ただし、その目安となる期間を下記のとおり定める。

記

目安となる期間

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第4号（まあじやん屋を除く。）及び第5号に規定する営業については、30日（うち経由期間20日）

その他の営業については、25日